

政令番号147 チオベンカルブ

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成30年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道		1.7E+2		165.8				165.8
2	青森県		1.0E+1		10.1				10.1
3	岩手県		3.0E+1		29.6				29.6
4	宮城県		1.0E+2	1.0E-1	103.1		2.0E+0	2.0	105.1
5	秋田県		4.7E+1		47.2				47.2
6	山形県		5.6E+0		5.6				5.6
7	福島県		1.4E+2		141.4				141.4
8	茨城県		3.8E+1		38.3				38.3
9	栃木県		2.4E+0		2.4				2.4
10	群馬県		2.8E+1		27.7				27.7
11	埼玉県		1.9E+2		186.0				186.0
12	千葉県		9.0E+0		9.0				9.0
13	東京都		2.0E-1		0.2				0.2
14	神奈川県		1.6E+1		16.2				16.2
15	新潟県		6.1E+1		60.9				60.9
16	富山県		2.3E+0		2.3				2.3
17	石川県		3.1E+2		307.5				307.5
18	福井県		4.2E+1		41.8				41.8
19	山梨県								
20	長野県		6.9E+0		6.9				6.9
21	岐阜県		9.6E+1		96.0				96.0
22	静岡県		1.1E+2		109.4		2.2E+2	220.0	329.4
23	愛知県		2.9E+2		291.0				291.0
24	三重県		2.9E+0		2.9				2.9
25	滋賀県		1.2E+1		11.9				11.9
26	京都府		1.0E+2		103.4				103.4
27	大阪府		5.0E-1		0.5				0.5
28	兵庫県		1.3E+2		125.4	1.0E-1		0.1	125.5
29	奈良県		1.7E+0		1.7				1.7
30	和歌山県		2.6E+1		26.3				26.3
31	鳥取県		1.4E+1		14.4				14.4
32	島根県		1.7E+1		16.6				16.6
33	岡山県		2.1E+1		20.9				20.9
34	広島県		3.3E+0		3.3		3.3E+2	330.0	333.3
35	山口県		2.7E+0		2.7				2.7
36	徳島県		1.5E+1		15.3				15.3
37	香川県		2.0E-1		0.2				0.2
38	愛媛県		7.6E+1		75.5				75.5
39	高知県		3.1E+1		30.7				30.7
40	福岡県		8.0E+1		79.8				79.8
41	佐賀県		1.5E+1		14.5				14.5
42	長崎県		7.7E+1		77.0				77.0
43	熊本県		8.0E+1		80.4				80.4
44	大分県		9.0E+1		89.5				89.5
45	宮崎県		4.4E+1		44.1				44.1
46	鹿児島県		1.6E+1		15.5				15.5
47	沖縄県		3.4E+0		3.4				3.4
全 国			2.6E+3	1.0E-1	2,554.3	1.0E-1	5.5E+2	552.1	3,106.4

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。